

～インボイス制度の導入に向けた準備はお済みですか？～

消費税インボイス制度 対策講習会

令和5年10月1日から「**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**」が導入されます。

本年10月から事業者登録が開始しておりますが、当制度がどのようなものなのかご存じですか？

当講習会では「**インボイス制度**」とはどのようなものなのか、実際にどのような対策が必要なのかなどをご説明します。

主な講習内容

- インボイス制度とは
- 今後のスケジュール
- 事業者への影響
- 今から検討すべきこと

日時 令和3年 **12月7日** (火) 14:00～16:00

場所 松戸商工会議所会館 5階 大会議室

定員 **30名** (定員に達し次第締切)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため
収容人数を制限させていただいております。

講師 税理士 玉川 貴康氏

受講料 無 料

申込方法 下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、
FAXにてお申込ください。

お問合せ 松戸商工会議所 経営支援課
TEL 047-364-3111
FAX 047-365-0150



「消費税インボイス制度対策 講習会〈12月7日(火)〉」 参加申込書

松戸商工会議所 行 ⇒ **FAX : 047-365-0150**

申込日：令和3年 月 日

| | | | |
|--------|--------|------|--|
| 事業所名 | | 事業内容 | |
| 所在地 | (〒 -) | | |
| 氏名 | | TEL | |
| | | FAX | |
| E-mail | | | |

※ご記入いただいた内容は、当所事業活動にのみ利用させていただきます。また、新型コロナウイルス関係で保健所や行政等から要請があった場合は情報開示をします。ご了承の上お申し込みください。

令和3年
10月1日
から

消費税のインボイス制度 登録申請受付が始まりました!!

令和5年10月1日から「**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

インボイス制度とは？

- 売手である登録業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるためには原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

インボイスとは？

現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「消費税率」、「税率ごとに区分した消費税額」の記載が追加されたものです。

| 請求書等 | 記載項目 |
|---------------|--------------------|
| ① 区分記載請求書等 | 請求書発行者の氏名または名称 |
| | 取引年月日 |
| | 取引内容 |
| | 対価の額 |
| | 書類の交付を受ける者の氏名または名称 |
| ② 適格請求書等 | ①軽減税率の対象品目である旨 |
| | ②税率ごとに合計した対価の額 |
| | ③登録番号 |
| | ④税率ごとの消費税額 |
| | ⑤消費税率 |

①区分記載請求書（令和元年10月1日～）

請求書
発行日：2019年10月25日

○×食堂様 東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL：03-1234-xxxx

○×ストアー

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

| 日付 | 品目 | 区分 | 税込価格 |
|-------|-----|-----------|--------|
| 10/14 | 食料品 | ※ | 3,240 |
| | 雑貨 | | 2,200 |
| 10/15 | 食料品 | ※ | 5,940 |
| | 雑貨 | | 3,960 |
| | | 10%税率対象合計 | 6,160 |
| | | 8%税率対象合計 | 9,180 |
| | | 合計 | 15,340 |

注）※は軽減税率（8%）対象商品

①軽減税率の対象品目である旨
②税率ごとに合計した対価の額

②適格請求書（令和5年10月1日～）

請求書
発行日：2023年10月25日

○×食堂様 東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL：03-1234-xxxx

○×ストアー

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

| 日付 | 品目 | 区分 | 本体価格 |
|-------|-----|-----------|--------|
| 10/14 | 食料品 | ※ | 3,000 |
| | 雑貨 | | 2,000 |
| 10/15 | 食料品 | ※ | 5,500 |
| | 雑貨 | | 3,600 |
| | | 合計 | 14,100 |
| | | 消費税 | 1,240 |
| | | 10%税率対象合計 | 5,600 |
| | | 8%税率対象合計 | 8,500 |
| | | 消費税 | 680 |

注）※は軽減税率（8%）対象商品

③登録番号
④税率ごとの消費税額
⑤消費税率

※当チラシの内容は、国税庁発行のリーフレット等の一部を抜粋したものです。（2021年7月時点）

★当所では、インボイス制度導入等に係る専門家による個別相談を行っております。
日程等調整の上、実施しますのでご希望の方は下記までご連絡ください。

個別相談の
ご予約は

松戸商工会議所 経営支援課
TEL：047-364-3111